

●●● 軽自動車税が引き上げとなります ●●●

～ 平成27年4月1日から ～

地方税法の改正に伴い、軽自動車税の税率が下記により引き上げとなります。

原付・軽二輪・小型二輪・小型特殊自動車

| 車種区分 | | 標準税率 | |
|--------------------|--------------|--------|--------|
| | | 現行 | 改正 |
| 原付 | 50cc以下 | 1,000円 | 2,000円 |
| | 50cc超90cc以下 | 1,200円 | 2,000円 |
| | 90cc超125cc以下 | 1,600円 | 2,400円 |
| | ミニカー | 2,500円 | 3,700円 |
| 軽二輪（125cc超250cc以下） | | 2,400円 | 3,600円 |
| 小型二輪（250cc超） | | 4,000円 | 6,000円 |
| 小型特殊自動車 | 農耕作業用 | 1,600円 | 2,000円 |
| | その他 | 4,700円 | 5,800円 |

軽自動車

| 車種区分 | | | 標準税率 | | 重課税率 |
|----------|-----|-----|--------|---------|---------|
| | | | 現行 | 改正 | |
| 三輪 | | | 3,100円 | 3,900円 | 4,600円 |
| 四輪 以上 | 乗用 | 自家用 | 7,200円 | 10,800円 | 12,900円 |
| | | 営業用 | 5,500円 | 6,900円 | 8,200円 |
| | 貨物用 | 自家用 | 4,000円 | 5,000円 | 6,000円 |
| | | 営業用 | 3,000円 | 3,800円 | 4,500円 |

軽四輪車等については、平成27年4月1日以後に新規登録を受けたものから、新税率（改正）の適用となります。（※平成26年度までに新規登録を受けたものについては、現行の税率）

軽四輪車等においても、排気ガス・燃料性能の優れた自動車「グリーン化」を進めるため、新規登録から13年を経過した軽自動車に対する税率が概ね20%重課となります。（※平成28年度から適用）

【問い合わせ先】 税務会計課税務班 ☎ 64-1451

11月28日(金) 11時頃に

全国一斉「緊急情報」の伝達試験を行います

村では、地震などの災害時に全国瞬時警報システム（J-ALERT ジェイ・アラート）から送られてくる国からの緊急情報を、さまざまな情報伝達手段を用いて確実に伝えるため、緊急情報伝達手段の試験を行います。

当日実施する試験について

防災行政無線の放送

村内、17か所に設置してある屋外スピーカー及び各家庭に設置してある広報無線から、次の放送内容が一斉に放送されます。

放送内容

「これは、試験放送です」（※3回）
「こちらは、防災関川村です」
（その後、防災行政無線チャイムが鳴ります）

※「J-ALERT（ジェイ・アラート）」とは、地震・津波や武力攻撃などの災害時に国から送られてくる緊急情報を人工衛星などを活用して瞬時に情報伝達するシステムです。

※災害の発生や気象状況等によっては、伝達試験を中止する場合があります。

【緊急情報伝達試験に関する問い合わせ先】
総務課総務班 ☎ 64-1476

平成27年度 保育園児募集

来年4月からの入園募集を受け付けます。ただし、希望された保育園の定員を超えた場合は、ほかの保育園に入園をお願いすることがありますので、ご了承ください。

平成27年度から女川保育園は閉園となります。下関保育園と大島保育園の2園で運営しますのでご理解ご協力をお願いします。なお、大島保育園は、平成27年度から1歳児からの受け入れを始めます。

※保護者が就労予定等で0～1歳児のお子さんの途中入園の予定がある方は、今現在の状況を役場担当窓口へ必ずご相談ください。

【定員】◎下関保育園…120人 ◎大島保育園…45人

【保育時間】8時～16時（延長保育は7時30分～19時）

【入園資格】平成27年4月1日現在、関川村に住所がある乳幼児で下記条件に当てはまること

- 《条件》①両親及び児童の面倒を見ている者が家庭外で働いている
 ②両親及び児童の面倒を見ている者が家事以外の家業に従事
 ③母親が出産前後または障がいのある方などを介護
 ※3歳未満児は家庭保育ができない場合のみ受け付けます。

【申込方法】入園申込書は各保育園、すくすく、役場にあります。必要事項を記入して、各保育園または役場に提出してください。

【受付期間】11月4日(火)～25日(火) 【入園決定】平成27年2月中旬

【保育料】平成27年3月頃に広報お知らせ版に掲載します。

【問い合わせ】住民福祉課福祉保険班 ☎64-1471



ご存知ですか？ 「建設リサイクル」

“小さなリサイクルから、大きな夢を”

～ 建設産業は循環型社会に貢献しています ～

建設産業では、建設リサイクル法に基づき、再生資材として利用できる特定の建設廃棄物（コンクリート塊やアスファルト塊、木材など）の「分別解体」と「リサイクル」を積極的に推進しています。しかし、一方では依然として建設廃棄物の不法投棄が見受けられます。

公共工事に限らず、一般家屋の解体などの際には、業者に適正な分別解体・再資源化を促すなど市民の皆様におかれても建設リサイクルの推進にご理解とご協力をお願いします。



【問い合わせ先】

北陸地方建設副産物対策連絡協議会事務局

☎025-280-8880

役場建設環境課 地域整備班

☎64-1479

新ごみ処理場 試運転開始のお知らせ

新ごみ処理場の試運転開始に伴い、下記のとおり新ごみ処理場でのごみの受け入れを開始します。

試運転期間に、直接ごみ処理場へごみを持ち込みする場合は、当分の間、国道からの出入り口が変更となります。

また、場内は仮設道路を通行するため、交通誘導員の指示に従い安全には十分ご注意ください。

工事期間中はご不便をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

受け入れ開始予定日 11月12日(水)から

※試運転期間中の受入日、受入時間については現行と変更ありません。

